

199万円)した。

4 飼料作物種子及び飼料生産利用技術対策

飼料作物種子対策及び飼料生産利用技術対策として、畜産再編総合対策において、次の事業を実施した。

(1) 自給飼料生産総合推進事業のうち

飼料生産利用技術向上

ア 技術向上

(ア) 都道府県分

飼料作物等の生産利用に係る新技術等の確立を図るため、無脂固形分向上等乳質の改善に作用する飼料作物生産利用体系、農薬を使用しない雑草の防除技術、不耕起播種等の飼料作物簡易播種技術、水田飼料基盤の高度活用技術等について実証調査、技術指針の策定を行った(国庫補助金1億7,836万円)。

(イ) 市町村分

飼料生産利用の効率化を図るため、市町村段階において、飼料分析に基づく飼料給与及び混合飼料の調製利用の普及・定着、飼料生産利用技術の実証展示、農家への技術指導等を行った(国庫補助金3,744万円)。

イ 新奨励品種選定・普及システム整備

飼料生産利用の効率化を図るため、地域に適した草種・品種の選定及び展示ほの設置、暖地型牧草、F1品種種子の採種ほの設置及び採種技術の指導、ナショナルリストの作成、奨励品種選定調査のフォーマット化、奨励品種のキャンペーン等を行った(国庫補助金6,004万円)。

ウ 家畜飼料新給与システム普及推進

飼料生産利用の効率化を図るため、飼養管理の省力化に関する総合的な技術、未・低利用資源利用技術、飼料給与プログラムの設計等について専門的な指導等を行った(国庫補助金341万円)。

(2) 委託事業

ア 飼料作物海外採種適地等調査

優良飼料作物種子の普及促進を図るため、牧草類の新たな海外契約採種適地の探索、青刈りとうもろこし等の種子流通等の調査を日本飼料作物種子協会に委託して行った(196万円)。

(3) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づき飼料作物流通種子の表示等について検査を行った(589万円)。

(4) 家畜改良センターにおける種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、家畜改良センターの十勝、長野、熊本の3牧場に採種ほ(原原種、原種)、検定ほ等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。また、OECD牧草等種子品種

証明制度に基づく海外契約採種用輸出原種種子の品種証明業務を家畜改良センター長野牧場において行った(1億2,581万円)

このほか、遺伝資源の総合的な確保を図る農林水産ジーンバンクを確立するため、家畜改良センター(種子部門)において飼料作物の遺伝資源の保存及び増殖を行った。

第7節 流通飼料対策

1 飼料の需給及び価格の安定

(1) 11年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

11年度の飼料の総合需給規模は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに下回る2,560万トン(0.7%減)と見込まれる。その内訳は、粗飼料が566万トン、濃厚飼料が2,034万トン(実量2,805万トン)である。

濃厚飼料のうち輸入によるものは1,434万トン(実量1,867万トン)、国内産濃厚飼料は600万トン(実量938万トン)と見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

1999/00年度の世界の粗粒穀物生産量は、アルゼンチン等で生産量の増加が見込まれるものの、主要生産国である米国や中国等で生産量が減少することから、世界全体では、前年度を下回る8億7,580万トンの見通しである。

また、消費量は、前年度をわずかに上回り生産量を上回る8億8,080万トンの見通しである。期末在庫量は、1億6,540万トン(在庫率18.8%)の見通しである。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしのシカゴ相場は、99年4月以降、米国の作付面積が減少したものの、5月以降、作付、育成が順調に進展したことから、相場は弱含みで推移し、7月上旬には180セント/ブッシェル前後まで落下した。その後小雨による干ばつ懸念から一時上昇に転じたものの、作物への影響が軽微であったことから落下し、9月以降、収穫が順調に進展するにつれて軟調に推移した。さらに11月のUSDAの需給報告で生産量が上方修正されたことから落下し、11月から12月にかけて、200セント/ブッシェルを下回る水準で推移した。

2000年に入り米国の生産量が下方修正されたことや南米の乾燥懸念から上昇に転じ、3月末で230セント/ブッシェル前後で推移している。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、横這いないしは減少傾向で推移している。配・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横這いないしは減少傾向で推移しており、11年度は前年度をわずかに下回る2,439万トンとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比0.5%減の2,359万トン、混合飼料は前年度比1.7%減の80万トンとなった。

11年度の配合飼料価格については、飼料穀物価格の下落の円高の影響等から11年4月以降価格は引下げ基調にある。

表11 主要飼料原料の輸入価格

品 名	(単位：円/t)		
	9年度	10年度	11年度
とうもろこし	17,914	15,657	12,504
こうりゃん	16,960	14,566	12,113
大豆油かす	39,689	26,186	20,765
魚 粉	84,455	98,582	64,305

資料：通関統計

表12 配・混合飼料の用途別生産量

用 途	(単位：千t)		
	9年度	10年度	11年度
採 卵 鶏 用	7,227	7,022	7,025
プ ロ イ ラ ー 用	3,658	3,523	3,517
養 豚 用	6,501	6,482	6,365
乳 牛 用	3,391	3,382	3,402
肉 牛 用	3,849	3,965	3,934
そ の 他	144	142	149
計	24,769	24,516	24,392

(2) 飼料穀物備蓄対策

飼料穀物については、土地条件の制約等から今後ともその大部分を海外からの供給に依存せざるを得ない事情にあり、国際的な飼料穀物需給の動向に対処して、その安定的供給のための体制の強化を図ることが必要である。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（11年度 63億7,900万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替としての大麦等の備蓄については、国が直接食糧管理特別会計輸入飼料勘定において実施している。ただし、10年度よりミニマム・アクセス米の一部について飼料用備蓄等として取り扱い大麦備蓄を21万tに縮減している。

(3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした

場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、値上がり時に直前一年間の配合飼料の平均価格との差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

11年度には、異常補てん原資の積増しのため、28億円の国庫助成を行った。

(4) 飼料需給安定法の運用

ア 11年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う11年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表13の飼料需給計画によることとした。この計画は、11年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 11年度飼料需給計画

品 目	(単位：千t)			
	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小 麦	183	1,159	1,110	232
大 麦	688	1,758	1,700	746
(うち備蓄)	(210)	(0)	(0)	(210)
計	871	2,917	2,810	978

なお、この飼料需給計画は、11年3月に開催された第35回畜産振興審議会（飼料部会）に農林水産大臣が諮問し、同審議会の答申を受けた上で決定したものである。

イ 11年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて11年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 11年度飼料需給実績

品 目	(単位：千t)			
	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小 麦	232	748	803	177
大 麦	520	1,379	1,430	469
(うち備蓄)	(209)	(0)	(0)	(209)
計	752	2,127	2,233	646

(5) そ の 他

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約（SBS）方式を導入し、飼料用小麦48千トン、飼料用大麦360千

トンが契約された。今後、対象数量を段階的に拡大することとしている。

2 飼料の安全性の確保及び品質の改善

(1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料又は飼料添加物の基準・規格を設定している。

11年度は、飼料添加物4品目の基準・規格の設定等を行った。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(11年度検定446件合格)。

(2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による11年度の検定は11県及び4指定検定機関において、配合飼料169銘柄、二種混合飼料1銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料6銘柄及び魚粉10銘柄に関して実施された。

(3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

11年度における検査状況は、表15のとおりである。

表15 11年度飼料等検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	587	890	1,477
現地指導件数	188	69	257
収去件数	1,894	1,796	3,690
飼料	1,674	1,796	3,470
飼料添加物	220	0	220
収去品の試験結果			
正常件数	1,868	1,772	3,640
飼料	1,648	1,772	3,420
飼料添加物	220	0	220
違反件数	26	24	50
飼料	26	24	50
飼料添加物	0	0	0

(4) 組換え体利用飼料の安全性の確保

「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成8年4月19日付け農林水産事務次官依命通達)に基づき、11年度は、組換え体利用飼料の開発業者等から申請のあった高オレイン酸大豆1品種、除草剤耐性とうもろこ

し2品種、除草剤耐性なたね1品種、除草剤耐性害虫抵抗性綿1品種及び除草剤耐性てんさい1品種について、農業資材審議会の答申を経て、農林水産大臣が当該指針に適合していることの確認を行った(11年度末現在大豆2品種、とうもろこし8品種、なたね14品種、綿4品種、てんさい1品種計29品種を確認)。

第8節 家畜衛生対策

1 家畜防疫

(1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、11年における監視伝染病の発生は、一部の疾病で限局的発生を見たものの、主要な急性伝染病の発生は皆無あるいは極めて少ないものとなっている。

結核病は、3府県で21戸37頭の発生が確認された。また、ブルセラ病については、最近の5年間では平成7年に1戸1頭の発生があったのみで、それ以降の発生はない。

ヨーネ病は33都道府県で469戸886頭に発生したが、これは検査頭数の増加に伴う摘発頭数の増加によるものである。このうち、乳用牛が32道府県504頭、肉用牛は4道府県382頭となっている。

届出伝染病の発生については、牛の異常産を起こすアカバネ病が37道府県483戸553頭、アイノウイルス感染症が16道府県107戸112頭の発生があった。豚のオーエスキー病は、4県で6戸74頭の発生が確認され、前年度より発生頭数は大幅に減少した。また、馬パラチフスが4戸5頭と発生が減少した。

11年度には、家畜の伝染性疾病の発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として、予備費使用分を含め10億9,636万円を支出した。

(2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾病の発生予防等を効果的に推進することを目的に家畜畜産物衛生指導協会が実施している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、撲滅対策を進めている豚コレラ12,966万頭の他、ニューカッスル病8,333万羽、鶏伝染性気管支炎1億145万羽(ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む)、牛流行性感冒(イバラキ病及び牛流行熱)18万頭、牛伝染性鼻気管炎73万頭及びアカバネ病29万頭の予防注射を実施した。

表16 11年家畜伝染病発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
炭 痘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結 核 病	18	12	1	2	2	1	0	0	0	1	0	0	37
ヨーネ病(牛)	24	72	66	61	98	77	54	110	66	73	121	64	886
(めん羊)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝染性海綿状脳症	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 コレ ラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	358	0	359
家禽サルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐 蛆 病	0	0	0	10	34	0	20	11	166	91	16	0	348

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

また、オーエスキー病の清浄化を図るため、61年度から行っているオーエスキー病清浄化対策事業を継続して実施した。

8年度から、豚コレラの撲滅を図るため、豚コレラ撲滅体制確立対策事業を実施している。

2 輸 出 入 検 疫

平成11年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況を表16に示した。輸出入検疫の概況は以下のとおりである。

牛、豚、馬等の主要動物の輸入頭数については、乳用繁殖用牛、繁殖用馬、乗用馬及び肥育用素馬が大幅に増加したが、肥育用素牛、と場直行牛、繁殖用豚及びめん羊が大幅に減少したため、対前年比83%と大幅に減少した。その他の偶蹄類については、チリからの

アルパカの輸入により輸入頭数が大幅に増加した。初生ひなは対前年比92%、犬は92%であった。

主要動物の輸出頭数は大幅に減少し、対前年比59%であった。犬の輸出は、対前年比107%であった。

畜産物の輸入数量は、骨類、皮類、ミール類は減少したが、その他は増加傾向で推移し、全体の対前年比は109%であった。

畜産物の輸出数量は前年と同程度(全体で対前年比100%)であった。

3 獣 医 事

(1) 獣医療体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

(2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。このうち、農林水産大臣の指定する診療施設においては、平成11年度において、5施設で17名の臨床研修が行われた。

(3) 第51回獣医師国家試験

第51回獣医師国家試験は、11年3月7日及び8日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,238名中1,015名(82.0%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

(4) 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により獣医事審議会が設置されており、本審議会の総会、試験部会、免許部会及び

表17 平成11年の輸出入検疫数量

(単位=動物:頭羽, 畜産物:t)

	輸 出	輸 入
牛	3	13,516
豚	-	909
その他偶蹄類	-	242
馬	121	4,373
兎	110	16,508
初 生 ひ な	125,505	1,393,677
犬	2,874	12,883
指 定 外 動 物	136,410	437,483
骨 類	317	158,930
肉 類	9,687	2,294,529
臓 器 類	749	82,775
卵 類	146	20,542
皮 類	65,180	112,837
毛 類	269	18,089
ミール類	100	204,724
その他畜産物	6,907	119,465

計画部会が開催され、①第51回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第8条に基づく業務停止、③獣医療基本方針の見直し、等について審議が行われた。

4 保健衛生

11年度末における家畜保健衛生所数は全国185か所で、職員数は獣医師職員2,082名、事務系・その他職員351名となっている。

(1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るため、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

ア 家畜衛生機能向上施設整備

(ア) 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を4県4か所の家畜保健衛生所に設置した。

(イ) 病性鑑定材料等保管施設

畜産経営の大規模化・集約化等飼養形態の変化により、慢性疾病の発生が増加するなど、病性鑑定材料が増加する中で、疾病の的確な診断が必要とされることから、病性鑑定材料保管施設を2県2か所の病性鑑定施設を有する家畜保健衛生所に設置した。

(ウ) 家畜保健衛生普及施設

飼養衛生管理の改善向上による損耗防止及び生産性向上、安全な畜産物の確保等に対処するためには畜産農家、技術者に対して飼養衛生管理、動物用医薬品の適正使用等の家畜保健衛生知識を普及させることが必要である。このため、家畜保健衛生所に講習会等を開催するための家畜保健衛生普及施設を3県3か所の家畜保健衛生所に設置した。

(エ) 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における1戸当たりの家畜の飼養頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るための酵素抗体測定装置等機器を22県31か所の家畜保健衛生所に整備した。

(オ) 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中

で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾病の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断するための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を7県11か所の家畜保健衛生所に整備した。

(カ) 病理迅速診断施設

家畜疾病の発生様態の複雑化、多様化に伴い、迅速・的確な疫学的・病理学的診断をもとに確実な防疫対策を講じることが不可欠になっている。

このため、遺伝子情報により早期診断を可能とする遺伝子診断機器及び数値的・視覚的情報を高度に処理し迅速に伝達する機器を18県30か所の家畜保健衛生所に整備した。

(キ) 監視体制確立施設整備

迅速かつ効果的な国内防疫体制の確立を図る上で、危険度の高い家畜の伝染性疾病の発生状況等を監視する体制の整備が必要不可欠となっている。

このため、伝染性疾病の発生を予測するための体制を確立するための機器を13県23か所の家畜保健衛生所に整備した。

イ 環境衛生改善施設整備

畜産経営の大規模化等に伴い、畜産環境問題も深刻化する中で、畜産農家に対して一層適切な家畜排せつ物の処理を指導することが必要である。このため、家畜保健衛生所に環境衛生改善に必要な施設を2県2か所の家畜保健衛生所に整備した。

(2) 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

この事業のうち、家畜衛生技術指導事業については、前年度に引き続き、11年度は、①診療獣医師等への新技術の普及等を図る「技術検討会」、②家畜衛生思想の普及、各種慢性疾病等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、③獣医師による診断等のサービスが十分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、④流通段階における動物用医薬品の品質確保を図る「動物用医薬品品質確保対策」、⑤モデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、また、疾病の監視体

制を整備促進するため、モニター農家、モニター獣医師を通じて家畜衛生の情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集・分析等を行う「監視体制整備促進対策」、畜産物生産衛生管理対策事業については、① HACCP(危害分析重要管理点)方式の考え方に基づいた衛生管理ガイドラインの導入に当たって必要な情報の収集、検討及び普及・啓発を行う「畜産物生産衛生指導體制整備」、②養豚農場に新しい衛生管理技術システムを導入・指導し、その評価を行う「養豚新衛生管理技術システム確立」、③疫学的診断体制を整備し、疾病の発生・流行予察等の防疫実施体制の整備を図る「パニック性疫病防疫体制緊急整備」、④衛生的な鶏卵の供給体制の確立のため、生産者の組織化による衛生対策の実施を行うとともに、自主的な清浄環境作りを推進する「クリーンエッグ生産集団育成対策」、さらに、⑤沖縄県八重山地域を中心にピロプラズマ病を媒介するオウシマダニの牧野での清浄化の維持を図る「沖縄牧野ダニ清浄維持対策」を各々実施した。

また、近年、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157のように人に影響を及ぼす感染症の中に動物由来のものがあり、このため、インフルエンザ等の動物由来感染症における家畜の発生動向を把握するため調査を実施する「動物由来感染症発生動向調査体制」の整備を実施した。

(3) 第40回全国家畜保健衛生業績発表会

第40回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月15日、16日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

5 動物薬事

(1) 動物用医薬品等製造(輸入販売)業許可及び承認状況(平成11年1月1日から12月31日)

ア 薬事法第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品7件、医薬部外品2件及び医療用具15件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品7件、医薬部外品0件及び医療用具8件であった。

イ 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品72品目、医薬部外品6品目及び医療用具15品目であり、また、輸入については医薬品36品目、医薬部外品0品目及び医療用具2品目であった。

(2) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5(同法第23条において準用する場合を含む。)の想定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題が問われる成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成11年度に見直しの対象となる323成分について、平成11年11月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(3) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきている。

(4) 国家検定等の検査

・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成11年度の国家検定状況

生物学的製剤(受付件数823件)	
合格	820件
不合格	3件
取り下げ	1件

・収去検査

薬事法第69条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成11年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数
一般薬	107件	1件
抗生物質製剤	31件	3件
生物学的製剤(対外診断薬)	16件	0件

・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成11年度に動物医薬品検査所が実施した検査

ア 動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づき依頼検査

受付件数	532件
------	------

不合格件数	1件
イ 動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	0件
不合格件数	0件

(5) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。11年度は11月16日に開催し、薬事法及び関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

(6) 規制緩和の実施状況

動物用医薬品等は畜産経営における重要な生産資材であり、その価格低減の推進等を図る観点から、「規制緩和推進計画」において決定された動物用医薬品に係る許可関係26項目、承認19項目及び検定検査3項目の計48項目について平成9年度までに全ての措置を終了したところである。さらに平成11年度からは動物用医薬品に対する規制は、国民生活の安全確保及び財産の保護に係る安全規制であることに留意しつつ、承認不要品目の拡大、検査手続きの合法化、動物用ワクチン等の輸入数量制限の廃止について規制の見直しを順次行っているところである。

6 技術普及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。11年度は家畜衛生試験場の本・支場・七戸研究施設、中央畜産研修施設、千葉県農業共済連で12回開催され、延べ287名が受講した。このうち都道府県職員275

名、その他農林水産省職員12名となっている。各講習会の種類、回数及び受講人数は表18のとおりである。

7 広報関係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

8 国際関係

(1) 国際会議

第67回国際獣疫事務局(OIE)総会が、平成11年5月にパリの本部で開催され、衛生課長及び家畜衛生試験場部長が出席した。

WHO/SPS委員会出席のために平成11年7月及び平成12年3月にスイスへ、平成11年11月に、OIEアジア極東及びオセアニア地域委員会会議のため台湾へ、動物薬承認基準のハーモナイゼーションに関する国際協力(VICH)作業部会出席のため平成11年4月に英国、5月にアメリカ、8月、11月にベルギーへ、FAO/WHO合同食品規格計画第12回残留動物医薬品規格部会のため平成12年3月にアメリカへ、第6回東南アジアの口蹄疫に関するOIE小委員会出席のため平成12年2月にベトナムへ、それぞれ衛生課、動物医薬品検査所及び家畜衛生試験場から担当官が出席した。

(2) 国際事務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

(3) その他

家きん肉の処理施設調査のため平成11年4月に中国へ、中国産種豚の出国検疫調査のため5月に中国へ、非清浄国の加熱処理施設巡回調査及び家畜衛生事情調査のため平成11年6月に台湾へ、11月に香港、マレーシアへ、平成12年2月にタイ、3月に中国、ブラジル及び台湾へ、清浄国の食肉処理施設調査及び家畜衛生事情調査のため、平成12年3月にカナダへ、非加熱ハム製造施設調査のため平成11年5月にイタリアへ、家畜衛生事情等調査のため平成11年11月にスイスへ、霊長類輸出検疫施設調査のため9月に中国、フィリピン、ベトナム、スリナム及びガイアナへ、1月にインドネシアへ、平成12年3月にニパウイルス感染症に関する検査診断法等の情報の収集のためオーストラリアへ、

表18 11年度家畜衛生講習会

種類	回数	受講人員		計
		県職員	その他	
基本講習会	1	48	2	50
総合講習会	1	48	1	49
特殊講習会	10	179	9	188
鶏疾病	1	31	2	33
豚疾病	1	36	3	39
牛疾病	1	36	3	39
繁殖障害	1	16	0	16
病性鑑定	5	33	0	33
獣疫学	1	27	1	28
計	12	275	12	287

それぞれ専門家を派遣した。

第9節 畜産新技術普及対策等

1 畜産新技術普及事業

(1) 受精卵移植普及定着化事業

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、熟練技術者養成のための巡回指導等を行うとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を34府県で実施した。また、優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験の実施、受胎成績の調査等を全国9県の畜産試験場で実施し、牛群の急速な改良に有効なMOET技術（多排卵及び受精卵移植技術等の活用による優良家畜の選抜・増殖技術）を組織的に活用し、肉質及び育性に優れた雌牛群の作出をモデル的に実施する事業を1か所で実施した。

(2) 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくこと期待される家畜受精卵の雌雄産み分け技術及びクローン家畜生産技術について、各都道府県の畜産試験場等を中心に必要な施設の整備、技術者の養成を行うとともに、雌雄産み分け技術及びクローン家畜の生産をモデル的に実施し、技術利用の促進を図った。

ア 家畜雌雄産み分け技術利用促進施設整備事業

受精卵を活用した雌雄産み分け及びクローン家畜生産技術に必要な施設（クリーンルーム等）、機器（PCR装置、細胞融合装置等）の整備を2県で行った。

イ 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、モデル農家における実証展示等を27県で行った。

(3) DNA育種基盤整備事業

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、併せて、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜のDNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備した。

ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係

を分析し、並びに、DNAを確保し、疾病との関連性の分析を14道県で実施した。

イ 検定家畜等のDNA確保

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、併せてこれまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性の分析を15道県で実施した。

ウ 抗病性育種基盤情報整備

アで収集・整理された情報を収集し、全国レベルで疾病記録・血統記録の相関関係を分析し、都道府県にフィードバックした。

(4) 肉用牛高度肥育技術確立事業

一卵性双子（クローン牛）を有効に活用し、出荷適期の判定や、雌牛肥育の効率化等従来の技術の見直しを図るとともに、体系的な技術として確立するための都道府県機関による共同試験を実施するための施設整備及び事業推進のための会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

ア 肉用牛高度肥育技術確立整備

共同試験を実施するために必要な牛舎、飼料調整室、機械器具等の整備を1県で実施した。

イ 肉用牛高度肥育技術確立推進

事業推進のための中央推進会議及び技術向上のための技術検討会の開催、肥育技術の普及のための技術マニュアルの作成等を3県で行った。

2 中央競馬及び地方競馬

11年度における我が国の競馬は、中央競馬及び地方競馬が37（うち併用3）競馬場において合計456回2,674日開催され、入場人員2,234万人、売得金は4兆2,803億円となった。

(1) 中央競馬

11年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、285日開催された。

売得金は3兆6,572億円、入場人員は1,141万人となり、前年比では売得金で3.8%、入場人員で6.8%それぞれ減少した。

場外発売は、北海道4か所（札幌、釧路、静内、室蘭）、関東14か所（銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、横浜、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手）、関西9か所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、高松、八幡）の計27か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上額の90.9%に相当する3兆3,346億円を発売した。

表19 中央競馬開催状況

年次	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	国庫納付金	
					第 1	第 2
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円
7	36	288	14,059	3,766,602	376,660	64,838
8	36	288	14,117	3,986,228	398,623	76,339
9	36	288	13,004	4,000,662	400,066	67,374
10	36	288	12,239	3,801,218	380,122	47,083
11	36	285	11,409	3,657,242	365,724	37,176

表20 地方競馬開催状況

年度	開催場数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券	
						売上金額	収益金額
年			回	日	千人	百万円	百万円
7	28	25	427	2,483	12,280	714,129	6,610
8	27	25	421	2,435	12,284	694,925	4,761
9	29	25	418	2,413	12,238	707,043	5,834
10	30	25	420	2,418	12,554	657,769	4,682
11	30	25	420	2,389	10,931	623,089	3,550

この結果、売得金総額の10%に相当する3,657億円を第1国庫納付金として納付するとともに、11年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する372億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、12年3月1日現在では、馬主2,658名(うち法人363)、調教師233名、騎手176名、登録馬6,752頭となっており、またきゅう務員等2,745名(3/20現在)となっている。

(2) 地方競馬

11年度(4～3月)の地方競馬は、全国の30競馬場において25の主催者(道県4、指定7市、一部事務組合14)が開催し、開催回数420回(うち特別競馬分として26回を含む。)、開催日数2,389日、入場人員1,093万人、売得金額6,231億円となり、前年比では入場人員は5.4%、売得金は5.3%それぞれ減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比23.4%減の36億円となり、道県及び指定市町村

の一般会計等に繰り入れられ、学校施設、一般土木、農林水産振興、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、12年3月31日現在では、馬主7,402名、調教師886名、調教師補佐35名、騎手609名、登録馬25,354頭となっており、また、12年4月1日現在の認定きゅう務員は4,850名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の11年度実績は、件数511件、金額は約33億円となっている。

表21 地方競馬収益金(一般会計等繰入金)の用途

		(単位:百万円)
繰入金	金	3,550
(内訳)		
学 校 施 設		919
一 般 土 木		1,267
社 会 福 祉		140
そ の 他		1,224

